

国際大会及び全国大会出場に伴うパラスポーツ選手等の激励費取扱基準

(令和4年3月31日決裁)

この基準は、金沢市民（市内に居住している者及び市内に住民登録を有する市外居住者をいい、高校生及び大学生にあつては、市出身者を含む。）がパラスポーツにおける国際大会及び全国大会に出場する際の激励費の支給について定める。

- この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - パラスポーツ団体 石川県障害者スポーツ協会の会員である団体及び当該団体に所属する本市を本拠とする団体をいう。
 - 競技者 パラスポーツにおける国際大会又は全国大会に出場する選手のうち、パラスポーツ団体に所属する者をいう。
 - 介助者 競技者の介助をする者のうち、パラスポーツ団体から推薦を受ける者をいう。
- 支給対象者は、監督、コーチ及び競技者並びに介助者（1人の競技者につき1人までとする。）とする。
- 支給対象となる大会及び激励費の額は、次のとおりとする。

大会名	激励費		備考
	国内で開催されるもの	国外で開催されるもの	
国際大会	1人30千円	1人50千円	
全国障害者スポーツ大会	1人当たり5千円 上限100千円		出場人数に応じた額を県協会に交付する。
その他の全国大会	団体に限る。 1人当たり5千円 上限50千円		予選のある大会に限る。ただし、予選のない大会にあつては、石川県障害者スポーツ協会会長等の推薦をもって代えることができる。

- この基準に定めるもののほか、特殊な大会における激励費については、別途協議により定めるものとする。
- この基準は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に開催される大会に出場する者に対する激励費に適用する。